

## 東京都の「入札契約制度改革の実施方針」 対する見解

〔はじめに〕

私たち東京都議会自由民主党は、これまで10年間にわたり、建設請負や業務委託などの入札契約制度において、受注者のダンピング等、様々な理由で社会資本及び都民サービスの質が損なわれてきた状況を改善すべく、平成19年に都議会自民党入札契約制度改革プロジェクトチーム（略称・入札PT、座長・高島直樹議員）を発足させ、公共事業にかかわる数多くの事業者団体との意見交換を積み重ね、都議会のあらゆる場面で「公共事業の正しいあり方」について議論・提言を行ってきた。その活動の一環として、平成20年、「公共事業の正しいあり方について(工事)」、平成21年、「公共事業の正しいあり方について(業務委託・指定管理)」として、私たちの研究の成果を小冊子にして発行した。

この活動の最中には、民主党政権誕生(平成21年)による「コンクリートから人へ」のスローガンに見られる公共工事悪玉論の横行、東日本大震災の発生(平成23年)と急速な復興需要、再び自民政権への政権交代(平成24年)による景気の緩やかな回復、さらには2020年(平成32年)オリンピック・パラリンピック大会の招致成功(平成25年)など、政治・経済・社会に大きな動きがあり、公共調達の現場においても労務費や資材価格が高騰し需給バランスが崩れ、

これにより構造的な担い手不足も顕在化した。その結果、都の入札においても低価格競争から一転して不調・不落が増加する状況にも直面した。

このような変転する社会環境の中でも、私たちは制度の根幹をなす予定価格のあり方などを議論・検討し、入札契約制度の不備が都の事業執行の隘路にならないよう、受注者・発注者と公共事業の成果を享受する都民への影響を常に考えながら、改正品確法の趣旨を着実に実現できるよう、制度の全体像を明確にしつつ、より良い制度構築への努力を行ってきた。

しかし、去る3月31日に示された「入札契約制度改革の実施方針」は、第一回定例会が閉会するのを待っていたかのように唐突に公表され、そこには制度が持つメリット・デメリットの両義性を考えることもなく、これまで都と都議会が長年の議論の下に進めてきた取組を全否定する内容であり、到底容認することはできない。ましてや、これまで都の目指してきた入札契約制度の大方針は「両者（受注者・発注者）の関係は単なる契約における相手方という、そういう冷たい関係ではなくて、よりよい公共工事を実現するための重要なパートナーとして、事業者は、公共工事を担うための技術力や経営力を高め、発注者は、そうした事業者さんの技術力を公正かつ適切に評価する能力や体制を整えていく必要がある」（平成20年9月30日 財政委員会 契約調整担当部長答弁）とされていたにもかかわらず

ならず、突然進め方も内容もまったく逆行するものが公表されたのである。私たちは、この改革と称するものが、いつ、どこで、誰が、何を目的に策定し、その結果どのような影響がもたらされるのかを、都民の前に明らかにしていく必要があると考え、以下主要な 4 点の課題について具体的な見解を表明するものである。

## 1. 予定価格の事後公表

予定価格の事後公表への切り替えについて、私たちは一貫して、積算能力のある事業者と契約すべきであり、不良不適格業者の排除による品質確保のために必要なことであると主張してきた。しかし、今回の「実施方針」はこれとは全く異なる思想の下、最低制限価格制度の廃止とセットで安値競争が目的であるとしか考えられない内容となっている。安値受注が結果として品質の低下を招き、下請へのしわ寄せをはじめ、都民の利益にならないことは明白である。東京都が「安ければ良い」という、短絡的な方向に舵を切ることは極めて憂慮すべき事態であると考えます。

また、価格の事後公表への移行は、積算を行う上での正確な図面や数量等の情報開示が不可欠である。この 15 年ほど、都はほとんど事前公表で行ってきたことから、こうした経験と現場感覚を持つ職員がほぼいなくなっており、私たちは発注サイドの技術力が極めて脆弱であると感じている。このような状況の中での急激な制度変

更は、受注者・発注者ともに大きな混乱を引き起こす可能性があり、正に制度変更が都の事業執行の隘路になりかねない。

## 2. 最低制限価格制度の撤廃

膨大な契約事務を抱える都の執行機関において、オリ・パラを控えたこの時期に工事品質を担保する制度として、最低制限価格制度を WTO 以外の全工事案件に対して適用することが、昨年 4 月から、2020 年までの時限措置として実施された。これはかつての特別重点調査及び低入価格調査制度の実効性に対する疑問や、職員にかかる過剰な事務量を軽減するために採用されたものである。現下の情勢の中でこの措置は非常に合理的であり、関係業界はもとより私たちも都の合理的判断を高く評価したものである。しかし、このたびの実施方針では、以前の制度に戻ることになった。以前の制度の実効性に対する疑問は解消されていないこと、また職員の事務量は再び増えることなど、これが改革と言えるのか非常に疑問である。例えば低入価格調査制度にかかった場合、どの程度の期間で調査が行われ結論が出されるのか。そうしたことがルールとして明らかにならない中で、この制度を復活させるのは、非常に危険であると考えます。オリ・パラの開催はすでに 3 年後に迫っており、こうした時間のかかる制度が再び復活することに疑問を禁じ得ない。

### 3. JV 結成義務の撤廃

都の JV は、中小企業に受注機会を与え技術力の向上と蓄積を図る上で極めて重要な制度である。現実には、技術力を蓄えてきた中小企業が単独で受注できる基準も 27 年度から引き上げ、能力と意欲をもって都の入札に参加している。JV 結成義務の撤廃は、これらの中小企業にとってさらなる技術力を培う機会が減少し、将来的な担い手の確保にも支障を来たすことになる。これも体力のある大企業に安値で受注させれば良いという、近視眼的な思考の結果であると言わざるを得ない。

### 4. 1 者入札の中止

都民の疑念を払しょくするために 1 者 99.9% の入札は中止するという今回の「方針」こそ、根本的に入札契約制度を理解しない、一面的かつ情緒的な思考としか言いようがない。そもそも結果としての 1 者入札は、実勢価格との関係で予定価格自身が競争を促すものになっていないケースが多い。また、技術的にも規模的にも、競争市場が成り立ちにくいケースが存在するためでもある。そのため検討すべきは、第一に予定価格設定のあり方であり、第二に自治体が法で許されている多様な入札契約制度を、いかに機動的かつ実務的に上手に運用していくか、なのである。特命随契や総合評価方式などの活用も、その延長線上にある。

都の入札手続のプロセスは、五輪施設にしても豊洲市場の各施設にしても、公正で透明性も高く疑念の余地がないことは、4月25日の都議会財政委員会で、改めて明らかになった。にもかかわらず、これらが高落札率であることを理由に、今後1者入札を中止して再入札にすることは、事業の発現効果を著しく遅らせることであり、特に2020大会に向けて競技会場整備や老朽化した都有施設の整備を控える中、誰がその責任を取っていくのか。

ここであえて問題提起をしておくが、そもそも予定価格とは、発注者にとってどのように定義されるのか。私たちは予定価格は「適正価格」であるべきと常々申し上げてきた。東京都財務局は、「標準価格」または「参考価格」などの表現をしてきたが、発注者は責任をもって予定価格をつくるべきであって、予定価格を著しく下回る落札は、積算見積もりが現実とかい離していることであり、行政として恥ずべきこととの認識を持つべきだ。また、予定価格よりも安い金額を提示できるのは、ひとえに企業努力によるものであるが、その企業努力を促すという美名のもとに安ければ安いほど良いという考え方を、行政が制度を使って助長することは、品質確保や企業の健全な発展、ひいては労働環境及び担い手の育成・確保という観点で、持続可能な社会制度には決してならないことを肝に銘じておくべきだ。いずれにしても、受注者は予定価格を超えて落札することができないのだから、予定価格に

近い価格で落札されることは、理論的には何ら不思議なことではなく、むしろ予定価格が「適正価格」であればあるほど、予定価格に近い金額での落札に問題点を見出すことはできない。したがって、予定価格に近い金額での落札を一律に問題視することこそ、予定価格および入札契約制度に対する哲学的視点を欠いた、不健全かつ安易な発想であり、問題の本質に目を向けない発注者の怠慢ですらあると言わざるを得ない。

#### [結び]

「実施方針」では言及されていないが、私たちは請負工事だけでなく、ビルメンテナンス・清掃・警備・公園管理などの施設管理業務系の業務委託においても、品質の確保は極めて重要であり、そのための取組として、印刷物についても最低制限価格の導入に向けて試行を開始し、インフラの質を確保するうえで重要な設計業務についてもその検討を始めている。ようやく始まったこれらの業務委託の「安かろう悪かろう」からの脱却を果たすためにも、今回の「実施方針」は、6月からの試行ありきでなく、都政にとってより責任を果たしうる本質的な制度のあり方を、早急に再検討すべきである。

小池知事は、私たちが4月4日に提出した「入札契約制度改革に関する緊急要望」を受け、5月中旬には関係事業者と意見交換を行うと表明された。私たちの緊急要望の通り、関係業界からの意見聴

取を行うことは一歩前進であるが、手順が全く逆であることも指摘しておかなければならない。また、知事及び特別顧問は、東京都の入札契約制度がどのような考え方に基づいて、これまで様々な改善の努力がなされてきたのか、その歴史をつぶさに検証すべきではないのか。例えば平成 20 年、財務局は「入札契約制度改革研究会」の第一次答申の中で、「予定価格」についてその上限拘束性を課題とし、以下のような見解を示した。「例えば欧米各国では、日本のような厳しい上限拘束性を持たせていないともいわれておりますので、予定価格の上限拘束性について、しっかり検討し、もし必要があれば、法令改正等、国に要請していきたいというところでこの課題を挙げております」（平成 20 年 9 月 30 日 財政委員会 契約調整担当部長答弁）。つまりそれは「予定価格」を「適正価格」により近づけていこうという努力に他ならない。

こうした歴史や今までの議会と理事者双方の努力を踏まえ、私たちは、改正品確法の趣旨に則り、現在及び将来の中小企業の技術者を含む従事者の賃金・処遇・労働条件等にしわ寄せがいかないよう、また担い手の育成・確保をより円滑にし、都民生活を持続的に支えていく礎となる入札契約制度を構築すべく、これからも常任委員会はもとより都議会のあらゆる場面で、しっかりと議論していくつもりである。

私たちは、オリンピック・パラリンピック大会を一つの契機と



して、事業者の技術力の維持向上、障害者や高齢者、そして女性の活躍なども促していける制度、さらにはワークライフバランスにも配慮された、より先進的で充実した制度を構築し、それをレガシーとしていくことがこの大会を迎える世代が、後世に負うべき責任であると考えます。

公共事業には、社会資本をつくる尊い使命がある。そのためにより良い制度構築に向け、私たちはその担い手の方々の現場の声に常に耳を傾け、正しい道への不断の改革に取り組んでいく決意である。

平成 29 年 4 月 26 日

東京都議会自由民主党